

平成23年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成23年10月19日 岡山県人事委員会)

給与勧告のポイント

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定 (0.18%)
- 2 期末手当・勤勉手当 (特別給) の引上げ (0.05月分)
- 3 自らの所有に係る住居手当の廃止

1 民間給与との比較

(1) 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与 (A)	職員給与 (B) [行政職、平均42.9歳]	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$	較 差 (国)
369,726円	369,018円	708円 (0.19%)	△899円 (△0.23%)
	(減額措置後) 342,901円	26,825円 (7.82%)	

1. 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから253事業所を無作為抽出し、当該事業所の約8,300人の個人別給与を実地調査 (調査完了率:92.9%)
2. 表の下段は、特例条例による減額措置後の額との比較 (参考)

< 特例条例による減額措置 >

平成21年度から平成24年度までの4年間、給料、管理職手当及び期末手当・勤勉手当の支給額を平均7.4%減額する措置が講じられている。

※給料及び期末手当・勤勉手当 (一般職員7%、課長級以上10%)

※管理職手当 (課長級10%、部・次長級20%)

(2) 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)

民間の支給割合 3.99月 (職員 3.95月)

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給 (改定率0.18%、改定額680円)

現行の給料表の給料月額に、民間との較差に応じた一定額を加算

(2) 期末手当・勤勉手当 (特別給)

年間の支給割合を0.05月分引上げ (3.95月分 → 4.00月分)

※昨年の期末手当・勤勉手当の実支給月数: 4.05月

3 自らの所有に係る住居手当の廃止

自らの所有に係る住居手当については、平成24年4月から廃止

4 給与構造改革に伴う経過措置

給与構造改革に伴う経過措置 (現給保障) については、今後、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、廃止する方向で検討

5 改定の実施時期

改定の実施時期は平成23年4月1日。ただし、2の(2)については平成23年12月1日、3については平成24年4月1日

6 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

採用説明会等の募集活動の充実・強化による優秀な人材確保に向けた取組が必要
人材育成については、中長期的な視点から計画的に職員の意識改革と資質の向上に努めることが必要

(2) 人事評価制度

試行中の教職員については、これまでの取組を検証し、実効性のある人事評価制度の早期本格実施に向けた課題の整理など検討の促進が必要

(3) 女性職員の採用・登用

職域の拡大、管理職への登用及び働きやすい職場環境づくりが必要

(4) 仕事と生活の両立支援

家族休暇などの既存の制度を効果的に活用できる環境づくりが重要
男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し

(5) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務の事前命令の徹底、事務事業の見直しなどを推進するとともに、管理監督者を中心とした年休等の計画的取得が可能な職場づくりが重要

(6) 心の健康づくり対策の推進

精神疾患の未然防止や早期発見に重点を置いた取組及び職場復帰や再発防止への環境整備が必要
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止のための効果的取組が必要

(7) 高齢期の雇用問題

定年延長に向け、国の動向を注視するとともに、諸課題について検討を進めることが必要

7 給与勧告実施の要請

労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、人事委員会勧告の実施を要請